

飯塚市協働のまちづくり推進条例

逐条解説

飯塚市

目次

条例の概要【骨格構造図】	2
前文	3
第1章 総則	4
第1条 目的	4
第2条 定義	4
第3条 基本理念	6
第4条 条例事項の尊重	6
第2章 市民等、活動団体及び市の役割	6
第5条 市民等の役割	6
第6条 自治会の役割	7
第7条 まちづくり協議会の役割	7
第8条 地域活動団体の役割	8
第9条 市民活動団体の役割	8
第10条 市の役割	8
第3章 協働のまちづくり	9
第11条 協働の推進	9
第12条 人づくり	9
第13条 情報の共有	9
第14条 市職員の意識及び参加推進	10
第4章 飯塚市協働のまちづくり推進委員会	10
第15条 飯塚市協働のまちづくり推進委員会の設置等	10
第5章 雑則	10
第16条 条例の見直し	10
第17条 委任	11
附則	11
図1 第2条定義図	12
図2 地域活動団体及び市民活動団体	12
図3 協働のまちづくり推進条例における協働のまちづくりの主体	13

条例の概要【骨格構造図】

【前文】

第1章 総則

【理念】

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

第4条 条例事項の尊重

第2章 市民等、活動団体及び市の役割

【担い手の位置づけ・役割】

第5条 市民等の役割

第6条 自治会の役割

第7条 まちづくり協議会の役割

第8条 地域活動団体の役割

第9条 市民活動団体の役割

第10条 市の役割

第3章 協働のまちづくり

【理念を受けた制度】

第11条 協働の推進

第12条 人づくり

第13条 情報の共有

第14条 市職員の意識及び参加推進

第4章 飯塚市協働のまちづくり推進委員会

【条例の維持・発展の制度】

第15条 飯塚市協働のまちづくり推進委員会の設置等

第5章 雑則

【条例の見直しなど】

第16条 条例の見直し

第17条 委任

飯塚市協働のまちづくり推進条例

令和 2 年 3 月 26 日

飯塚市条例第 11 号

飯塚市協働のまちづくり推進条例を制定する。

目次

前文

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 市民等、活動団体及び市の役割(第5条—第10条)

第3章 協働のまちづくり(第11条—第14条)

第4章 飯塚市協働のまちづくり推進委員会(第15条)

第5章 雑則(第16条・第17条)

附則

飯塚市は、福岡県の中央に位置し、豊かな自然、歴史、文化を有し、大学をはじめ、研究機関や医療機関が集積した筑豊の中心都市です。

将来にわたり明るく住みよい、共に支え合うまちづくりを実現するために、市民一人ひとりの人権が大切にされ、市民相互が豊かに交流し、助け合い、安全安心で住み続けたい郷土のまちづくりを推進しています。

全国的に見られるように、飯塚市においても、少子高齢化、核家族化の進行により、人と人とのつながりが希薄化する一方で、市民等、自治会をはじめとした地域活動団体、NPOなどの市民活動団体がまちづくりの担い手として、様々な分野で果たす役割が大きくなっています。

このため、市は、市民等及び活動団体と情報共有を図り、市民等の多様な意見を反映できる機会を設けながら、人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、それぞれの役割に応じた取組を進めることで、地域の課題を自らが解決できるような市民の力や地域の力を醸成し、自主自立した協働のまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

【解説】

前文では、この条例を制定するに至った経過や背景を規定しています。

前段では、飯塚市の特色や、これまでのまちづくりの経過を、中段では、まちづくりの課題と、協働のまちづくりが必要な背景を、そして、後段では、市が目指す協働のまちづくりの将来像を記述しています。

将来にわたり住み良い地域社会を創り上げていくためには、まちづくりの主体である市民等、地域活動団体、市民活動団体と市が、まちづくりにおいて担う役割を理解し、お互いに不足する部分を補いながら、自助・共助・公助による協働のまちづくりを推進していく必要があります。

この条例において、協働のまちづくりの基本理念、基本的な事項を定め、地域の課題を地域自らが解決できるような市民の力や地域の力を醸成し、自主自立した協働のまちづくりを目指すことを明確にしています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、飯塚市の協働のまちづくりにおける基本理念を定め、市民等、活動団体(地域活動団体及び市民活動団体をいう。以下同じ。)及び市の役割を明らかにするとともに、協働のまちづくりに係る市の支援等に関し必要な事項を定め、協働のまちづくりを推進することを目的とする。

【解説】

第1条では、この条例を制定した目的を規定しています。条例全体にわたる解釈、運用の指針となるものです。

この条例は、「協働のまちづくりの理念」、「市民等、活動団体及び市の役割」、「協働のまちづくりの推進」、「推進委員会の設置」などを定め、本市における「協働のまちづくり」の推進を図ることを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 市民等、活動団体及び市が、相互の理解と尊重の下、対等な関係となるよう役割と責任の分担を明確にし、共通の目的及び目標に向かって相互に取り組むことをいう。
- (2) 市民等 次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 市内に住所又は居所を有する者
 - イ 市内に事務所若しくは事業所を有する個人及び法人又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者
 - ウ 市内に存する学校に在学する者
- (3) 市 市長その他の執行機関をいう。
- (4) 地域活動団体 自治会、まちづくり協議会その他市内の一定の地域を単位とする組織であって、市民が相互に助け合うことを目的とした団体をいう。
- (5) 市民活動団体 NPO、ボランティア団体その他の市民の自主的な活動により、公益の増進に寄与することを目的とした団体であって、営利を目的としないものをいう。
- (6) まちづくり協議会 市内 12 地区に設置された交流センターを拠点として、当該地区の市民等及び活動に賛同する団体で構成される協議会をいう。

【解説】

第 2 条では、この条例の解釈にあたり、重要となる用語の意味について規定しています。

(1) 協働…相互の役割を理解し、対等な立場で助け合い、お互いに不足する部分を補いながら、まちづくりにおける共通の課題に取り組むことを意味します。この「協働」という考え方をいつも意識しながら、2 号以下に規定する市民等や各団体がまちづくりに取り組んでいくことを、この条例は目指しています。

(2) 市民等…市内に住んでいる個人だけではなく、市内に通勤・通学する人、市内で事業や活動を行っている個人や団体も、協働の主体として加えるものです。

(3) 地域活動団体…この条例でいう地域活動団体とは、地域住民や活動に賛同する方々で構成される団体で、自主的に活動に参加し、地域に密着した団体です。

例えば、自治会、まちづくり協議会、校区・地区社会福祉協議会、子ども会、婦人会、老人クラブ、青少年健全育成連絡協議会、地域福祉ネットワーク委員会、社会体育振興会、小中学校PTA、消防団などです。

地域活動団体には、地域に最も根差した存在である「自治会」も含まれています。自治会は、市内の一定の区域を単位として、市民等が自主的に運営する団体です。

(4) 市民活動団体…この条例でいう市民活動団体とは、NPO、ボランティア団体等、共通の目的をテーマとして、活動に賛同する方々で構成される団体で、非営利で公共の福祉に寄与する公益性のある活動を、自主的に行う団体としています。

(5) まちづくり協議会…市内 12 地区に設置する各地区交流センターを拠点とした協議会で、地域の実情にあわせ、当該地区の市民等及び活動団体の中で賛同される

団体により構成された団体です。

※【図1 第2条定義図】を参照。

(基本理念)

第3条 飯塚市の協働のまちづくりは、市民一人ひとりの人権を大切にし、市民等、活動団体及び市の、相互の理解、尊重及び協力に基づき推進するものとする。

【解説】

第3条では、この条例における基本的な考え方を規定しています。協働のまちづくりを推進するためには、まちづくりの担い手である、市民等、活動団体、市が、互いに対話や交流を重ねながら、理解・尊重・協力する関係を創る必要があります。

(条例事項の尊重)

第4条 市民等、活動団体及び市は、この条例で定める事項を尊重するものとする。

【解説】

第4条では、この条例の位置づけについて規定しています。

この条例は、協働のまちづくりの基本理念となるものです。市民等、活動団体及び市が、その生活や活動の中で、この条例の理念や規定を尊重することが期待されます。

第2章 市民等、活動団体及び市の役割

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、自治会活動など協働のまちづくりの実践に努めるものとする。

2 市民等は、自らが居住する区域等の自治会加入に努めるものとする。

【解説】

第5条1項では、協働のまちづくりにおける市民等の役割を規定しています。市民等は、まちづくりの主体です。地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、自治会活動など、協働のまちづくりに参画していただきたいと考えています。

同条第2項では、自治会の加入について規定しています。

自治会は、防犯灯やごみステーションの管理、環境美化活動、交流活動など、地域住民が安心して生活できるための活動をしている、自主的な団体です。

自治会への加入率が低下すると、会費の減収や人材の不足などにより、自治会の

運営が難しくなります。

自治会への加入は、市民の方々の自己判断によるものではありませんが、市としても自治会活動へのご理解をいただき、自治会加入促進に努めていく必要があると考えています。

なお、この条例は理念条例であり、参加しないことで、不利益な扱いを受けたり、参加を強要するものではありません。

(自治会の役割)

第6条 自治会は、その区域内の自治会活動において、市民等が交流し、助け合いながら、課題の解決に取り組むとともに、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

【解説】

第6条では、市民の生活に密着した自治会の役割について規定しています。

自治会は、この条例の『地域活動団体』の中に位置づけられますが、地域自治の根幹である自治会は、地域の皆様が自主的・自発的に設立、運営している任意団体です。従いまして、自治会の役割につきましては、別立てで条文化し、地域活動団体の中で重要な組織（団体）として位置付けています。

自治会は、地域住民どうしの連帯感、親睦を図り、互いに助け合いながら、地域課題の解決に取り組んでいます。その活動により希薄化している人間関係の構築を図り、課題の解決に取り組むとともに、協働のまちづくりの推進に努めるよう規定しています。

(まちづくり協議会の役割)

第7条 まちづくり協議会は、その地区内において、中核となる組織として、構成団体及び市と調整を図り、課題の解決に取り組むとともに、活動を通して、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

【解説】

第7条では、まちづくり協議会の役割について規定しています。

まちづくり協議会は、この条例の『地域活動団体』の中に位置づけられますが、自治会と同様、地域活動団体の中で重要な組織（団体）です。従いまして、まちづくり協議会の役割につきましては、別立てで条文化しています。

まちづくり協議会の役割は、各構成団体等と定期的な会議などを行うことで、連絡調整を行うとともに情報共有を行い、活動を通し地域の抱える課題を把握し、各構

成団体（参画団体）を取りまとめ、協力・連携しながら協働のまちづくりを推進することを規定しています。

※『中核となる組織』という表現にしているのは、参画する様々な団体や地域社会による活動をつなぎ合わせ、地域社会の活性化を図りながら課題や問題解決に向けて取り組む組織として位置付けているからです。

（地域活動団体の役割）

第8条 地域活動団体は、地域内のつながりを構築するとともに、個人では解決困難な課題について地域でできることを考え、その課題の解決を図る取組等を通じてまちづくりの推進に努めるものとする。

【解説】

第8条では、地域活動団体の役割について規定しています。

地域活動団体は、地域におけるつながりの構築や個人では解決できない課題を地域の課題として取り組むことによって、協働のまちづくりを推進していくよう規定しています。

（市民活動団体の役割）

第9条 市民活動団体は、地域性及び専門性をいかし、活動の質を高め、継続して協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

【解説】

第9条では、市民活動団体の役割について規定しています。

その団体が持つ地域性或専門性をいかし、協働のまちづくりを推進していくよう規定しています。

※【図2 地域活動団体及び市民活動団体】を参照。

（市の役割）

第10条 市は、市民等、活動団体の自主性を尊重し、協働のまちづくりの推進に関し必要な施策を講じるものとする。

2 市は、活動団体が行う協働のまちづくりに資する活動等に対し、必要な支援を行うものとする。

【解説】

第10条では、市の役割について規定しています。

協働のまちづくりを推進するための施策の実施や人的な支援、予算の範囲内で財

政的支援を行っていくことを規定しています。

第3章 協働のまちづくり

(協働の推進)

第 11 条 市民等、活動団体及び市は、人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、相互にそれぞれの特徴をいかし合いながら、共通の課題を解決し、協働のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

【解説】

第 11 条では、協働のまちづくりを推進するための基本的な取り組み方を規定しています。

※【図 3 条例における協働のまちづくりの主体】を参照。

(人づくり)

第 12 条 市民等、活動団体及び市は、協働のまちづくりの人材発掘と、育成の充実に努めるものとする。

【解説】

第 12 条では、協働のまちづくりの担い手や次世代育成について規定しています。多くの活動団体が直面している課題として「人材不足」の問題があります。

市民等、活動団体及び市は、新たな人材の発掘や育成に対し協働して取り組むことが必要です。

研修会等、協働のまちづくりの人材育成を推進し、協働のまちづくりの担い手の育成、充実に努める必要があると考えています。

(情報の共有)

第 13 条 市民等、活動団体及び市は、協働のまちづくりを推進するため、相互に情報を共有することに努めるものとする。ただし、市民等の権利及び利益を侵害しないよう配慮しなければならない。

【解説】

第 13 条では、情報共有について規定しています。

市だけではなく、活動団体や市民等もまちづくりに必要な情報を積極的に公開・提供することで、協働のまちづくりに必要な情報の共有を図っていく必要があります。

しかし、それらの情報の中には個人情報が含まれていることもあるため、市民等

の権利や利害を侵害しないよう個人情報の取り扱いについては、十分に配慮しなければなりません。

(市職員の意識及び参加推進)

第14条 市職員は、協働のまちづくりの重要性を認識するとともに、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。

【解説】

第14条では、まちづくり活動への市職員の参加促進について規定しています。

協働のまちづくりを推進していくためには、市職員自らも、一地域住民であり地域の構成員であるという考えのもと、協働のまちづくりへの関心と参画について理解を深め、積極的に地域活動等、まちづくりに参加することに努めるものとして規定しています。

第4章 飯塚市協働のまちづくり推進委員会

(飯塚市協働のまちづくり推進委員会の設置等)

第15条 この条例の実効性を高め、協働のまちづくりを推進するため、飯塚市協働のまちづくり推進委員会を置く。

2 飯塚市協働のまちづくり推進委員会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

【解説】

第15条では、協働のまちづくり推進委員会の設置について規定しています。

協働のまちづくり推進委員会は、この条例の実効性を高めるため、本市の附属機関として設置し、「(1) 課題の抽出及び解決に関すること」、「(2) 条例に基づく施策の検証及び改善に関すること」、「(3) その他協働のまちづくりに関すること」を所掌事務として、条例の施行後、協働のまちづくりが、どのように変化しているか、今後の社会情勢の変化に対応しているかなどを踏まえながら、効果的な協働のまちづくりの推進を目指すものです。

なお、推進委員会の開催に関することや委員選任等については、別に規則で定めます。

第5章 雑則

(条例の見直し)

第16条 市長は、必要に応じてこの条例を見直すものとする。

【解説】

第 16 条では、条例の見直しについて条文化しています。

今後、社会情勢はますます変化していくことが予想され、この条例で定めている内容と実態が乖離することが考えられます。

そのため、前条における推進委員会の意見等を参考にしながら、市は、協働のまちづくりを推進するため、しっかりと進捗管理をしながら、この条例を見直す必要があると考えています。

また、本条例の見直しについては、市長の独占的権限というものではなく、議会での条例の見直しを排除するものではありません。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

第 17 条では、条例の委任について規定しています。

この条例を運用していく上で必要となる事項については、規則などによって市長が定めることを規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

【図3 協働のまちづくり推進条例における協働のまちづくりの主体】

